



申楊国際株式会社

SHEN YANG INTERNATIONAL CO., LTD

5F-B ARAI BLDG. 4-11-7, HATCHOBORI, CYUO-KU, TOKYO, 104-0032

TEL:03-3552-6702 FAX:03-3552-6703

お客様各位

D/O FEE 及び DOC FEE に対する消費税ご負担についてのお願い

拝 啓

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

掲題の件に関しまして、従来、弊社では輸出入貨物についての「D/O FEE」「DOC FEE」は、一部を除き消費税を徴収しておりませんでした。この度、大阪国税不服審判所の判決において、上記費用が消費税の課税対象となる判例が出ました。

これに伴いまして、弊社においても同費用につきまして下記の要領にて消費税のご負担をお願いするに至りましたので、本紙にてその旨ご案内させていただきます。

お客様におかれましては、何卒ご理解・ご了承賜りますよう、宜しく御礼申し上げます。

記

◎課税対象項目：「D/O FEE」については一律に徴収
「DOC FEE」については徴収元の船会社又は代理店の基準により徴収

◎課税対象税率：対象項目の 8%

◎適用開始期日：平成 26 年 6 月 1 日付け発行分より

以上

平成 26 年 5 月 吉日

申楊国際株式会社
TEL:03-3552-6702
FAX:03-3552-6703